

# 浜田市まちなか交流プラザ 利用案内

## 1. 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで（土日祝日は午後6時まで）
- (2) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

## 2. 設備

- (1) Wi-Fi 設備

館内掲示のパスワードを入力し、ご利用ください。

- (2) 駐車場

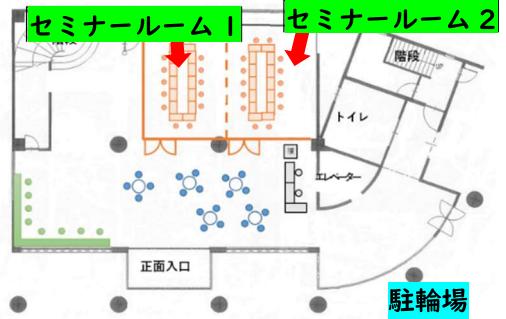
浜田市道分山立体駐車場をご利用ください。

交流プラザ利用者に限り、半額減免処理します。

お帰りの際、交流プラザ職員に駐車券を提示してください。

- (3) 駐輪場

浜田商工会館の正面入り口東側（向かって右側）にあります。



## 3. セミナールームの予約申込

- (1) セミナールーム（各定員15名）の利用は、予約を優先します。

空き状況をホームページで確認の上、予約フォームからお申込みください。

来館して使用申請書を提出いただくこともできます。

- (2) 使用予定日の90日前から予約を受け付けます。

- (3) 使用可能時間は、上記開館時間内です。設営準備、後片付け等に要する時間も含めてご予約ください。

- (4) 予約受付後、内容等の確認のため、職員が連絡する事があります。

また、申込内容によっては、使用をお断りさせていただく事があります。

- (5) セミナールームでは、食事はできません。

## 4. 使用許可と使用料

- (1) 次のいずれかに該当するときは、セミナールームを使用できません。

- ① 公の秩序又は善良な風俗に反して使用する恐れがあるとき。
- ② セミナールームを汚損し、又は損傷する恐れがあるとき。
- ③ 営利その他これに類する目的のために使用するとき。
- ④ 政治目的又は宗教的活動のために使用するとき。
- ⑤ 暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になる使用をするとき。
- ⑥ その他管理上支障があると認める使用をするとき。

- (2) 使用料は、セミナールーム1室あたり1時間330円です。

減免規定に該当する場合は、使用料が無料もしくは減額になります。

- (3) 使用料の支払いは、PayPay 決済、又は金融機関での支払いをお願いしております。

既に納付された使用料は、還付しません。ただし、使用者の責めに帰さない場合や市長が特に必要であると認めるときは、全部又は一部を還付することができます。

## 5. 予約の変更及びキャンセルについて

- (1) 予約内容に変更が生じた場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 予約フォームからの予約は、インターネットでキャンセルすることもできます。
- (3) インターネットで予約を変更する場合は、いったん、最初の予約をキャンセルした後、新たに予約を取り直してください。使用時間を変更する場合は、あらかじめ予約状況を確認ください。
- (4) 使用目的等の変更の場合、変更後の内容によっては、使用をお断りする場合があります。

## 6. 使用許可の制限

- (1) 許可を受けられた使用者が、次のいずれかに該当した場合、許可した事項を変更し、又は取り消し、若しくは使用の中止をしていただくことがあります。
  - ① 使用者が、許可を受けた使用の目的に違反したり、許可と異なる内容で使用されることを、交流プラザに勤務している職員が確認したとき。
  - ② 使用者が、浜田市まちなか交流プラザ条例又は浜田市まちなか交流プラザ条例に基づく規則に違反したとき。
  - ③ 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
  - ④ その他セミナールームの管理上特に必要と認められるとき。

## 7. 損害賠償の責任・義務

- (1) 自らの責任となる理由による使用許可の取消又は停止によって損害を被ることがあっても、当施設に損害賠償を請求することはできません。また、当施設に責任のない理由によって催物等が中止または開催できなくなった場合も同様です。
- (2) 故意または過失により施設及び設備を破損し、若しくは汚損し、又は滅失した時は、これに生じた損害を賠償していただきます。

## 8. 交流プラザ使用上の注意事項

- (1) 使用権の譲渡や転嫁はできません。
- (2) 交流プラザ内は、喫煙及び飲酒禁止です。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) プラザ内で許可を受けずに、寄附の募集、物品の販売、その他の営業行為又は宣伝活動は行わないこと。
- (5) 許可なく壁、柱等に張り紙等をしないこと。
- (6) ごみは各自でお持ち帰りください。
- (7) ペットを連れての入館はできません。（介助のための場合を除く。）
- (8) 交流プラザに勤務している職員の指示に反する行為はしないこと。
- (9) 天災、停電等の発生により、入館者、使用者等に事故が生じた場合、並びに非常ベル等消防設備の作動により、催物開催に支障が生じた場合は、当施設に重大な過失がない限り、その責任は一切負いません。
- (10) 盗難事故、駐車場での事故等については、当施設は一切責任を負いません。
- (11) 使用後は、原状に回復し、職員の確認を受けてください。

その他、ご不明な点がありましたら、交流プラザ職員にお問い合わせください。